

防研総第902号  
23.9.22  
改正 防研総第457号  
27.4.10  
改正 防研総第301号  
令和2年3月25日

各 部 長  
戦史研究センター長 殿  
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長  
(公 印 省 略)

防衛研究所におけるP D C Aサイクル導入に関する実施要領について  
(通達)

標記について、別添のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：防衛研究所におけるP D C Aサイクル導入に関する実施要領  
保存期間：10年  
分類番号：企総総－14－（2）

## 防衛研究所におけるP D C Aサイクル導入に関する実施要領

### 1 目的

この実施要領は、業務改善に関するガイドライン（防官企第3472号。22.3.25）に基づき、防衛研究所における業務に関し、防衛省改革会議の報告書において提言されたP D C A（P l a n D o C h e c k A c t : 計画・実施・評価・改善）サイクルを導入するため、必要な事項を定めるものである。

これをもって、任務遂行、規則遵守及び規律維持の向上について、具体的な業務計画を策定し、当該計画に基づく指導・評価を行い、達成度を検証するとともに、改善に向けた措置を講ずることによって、より効果的な任務遂行が可能な業務運営を実現することを目的とする。

### 2 適用範囲

日常かつ持続的なP D C Aサイクルを運用していくため、業務を遂行するに当たり作成するあらゆる計画を対象とする。

### 3 計画の策定（いわゆる「P」）

#### (1) 計画の作成

企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「部長等」という。）は、適時、業務ごとの目標を設定、計画を策定するものとする。

#### (2) 達成すべき目標の設定

前号の計画を策定するに当たっては、各々の計画において達成すべき目標を可能な限り具体的に設定するとともに、目標の数値化が可能な分野については目標をできるだけ指標化・数値化することにより、評価の客観性の確保に資するよう努めるものとする。

また、上位組織の目標や方針と整合させ、目標達成との相関関係や実行すべき内容を可能な限り具体的に明示し、計画の実効性を高めるものとする。

### 4 計画の実行（いわゆる「D」）

#### (1) 計画の着実な実行

部長等は、所属する各職員に対して、業務遂行に対する目的意識の向上を図り、達成すべき目標の実現に努めるものとする。

#### (2) 進捗状況等の把握

部長等は、各種の会議やミーティングの機会を活用して計画の進捗状況及

び前項において設定した目標（以下「設定目標」という。）の達成状況の把握に努め、計画の実行に支障を及ぼす問題を発見した場合には、速やかに問題を解決するために必要な措置を講じるものとする。

## 5 評価の実施（いわゆる「C」）

### (1) 目標の達成状況の確認

部長等は、計画が完了した時点において、設定目標の達成状況について客観的な視点から厳格な確認を行うものとする。

### (2) 確認結果の分析

部長等は、前号により得られた確認結果について、設定目標を達成できた場合には、達成できた理由及び達成により得られた効果を分析し、達成できなかった場合には、達成できなかった原因や達成を阻害した問題の所在を特定するとともに、達成できなかったことによって生じた影響を分析するものとする。

### (3) 評価の実施

部長等は、前号により得られた分析結果を元に、主として次の観点から客観的かつ厳格な評価を行うものとする。

#### ア 必要性

分析結果から見て、設定目標について妥当性を有しているか、引き続き目標として設定する必要があるかなどの判断を行う。

#### イ 効率性

設定目標に照らして、得られた効果と当該計画の実行に要する労力や費用等との関係を明らかにし、どのような実行方法であれば最も効率的に目標を達成できるかなどの判断を行う。

#### ウ 有効性

設定目標の達成により期待される効果が実勢に得られているか、又は今後得られると見込まれるかなどの判断を行う。

## 6 改善の実施（いわゆる「A」）

### (1) 評価結果の業務等への反映

部長等は、前項による評価の結果について、必要に応じて今後の施策の企画立案や翌年度以降の業務の計画等の作成への反映など各種の改善措置を講じるとともに、予算要求や規則等の新設・改廃等の資とするものとする。

### (2) 優れた改善措置の普及

部長等は、当該年度に実行した改善措置のうち、業務改善の効果が高く、他の部等において実行可能と判断されるものについて、翌年度4月末日までに所長へ報告するものとする。

所長は、報告を受けた改善措置のうち、防衛研究所全体へ広く普及するこ

とが適当と判断したものについては、総務課を通じて防衛研究所全体への普及を図るものとする。

7 細部事項

その他、この実施要領の細部については、企画部長が定めることができる。